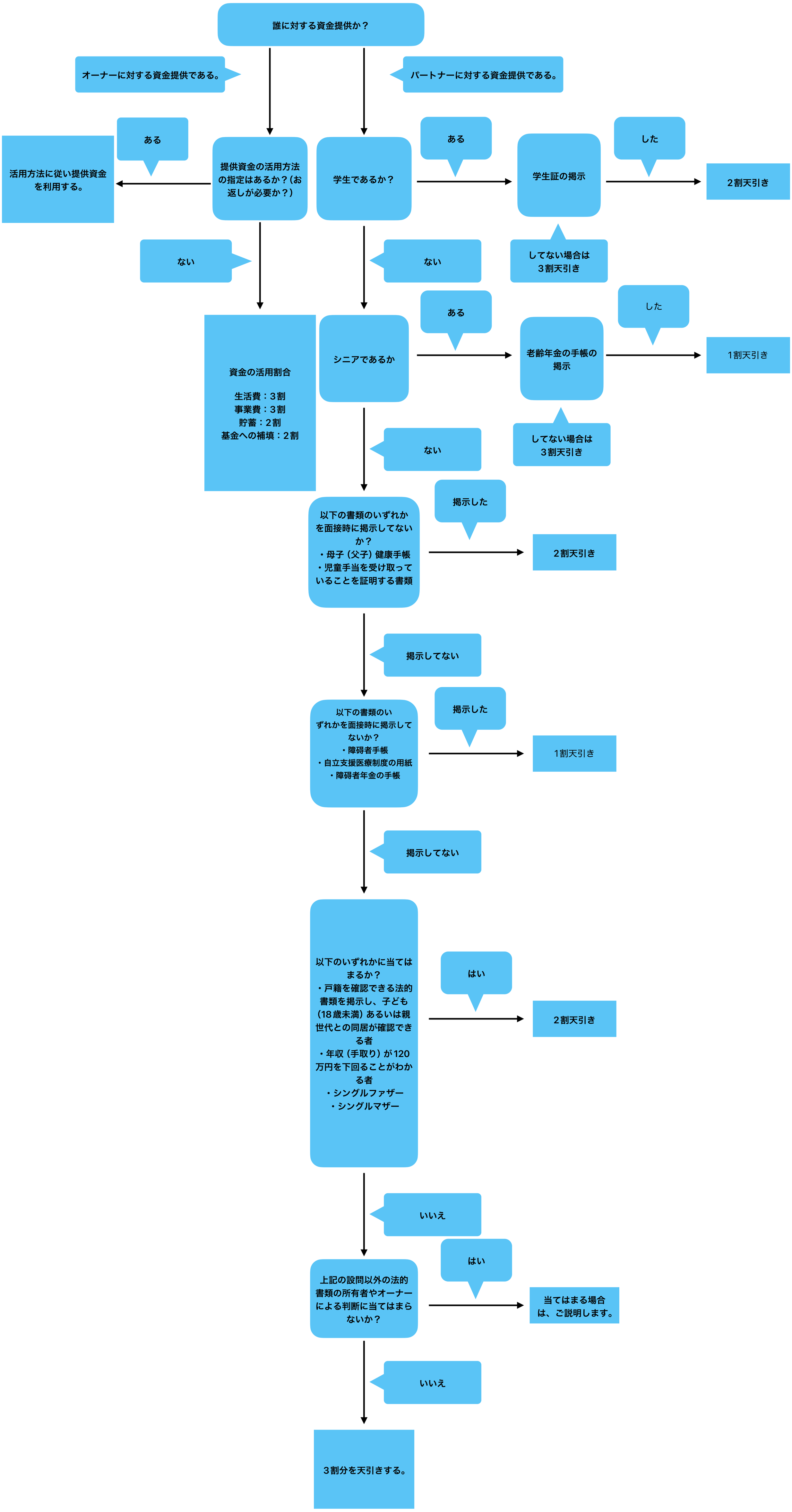
誰に対する資金提供か？
オーナーに対する資金提供である。
パートナーに対する資金提供である。
ある
活用方法に従い提供資金を利用する。
提供資金の活用方法の指定はあるか？（お返しが必要か？）
学生であるか？
ある
学生証の掲示
した
2割天引き
してない場合は3割天引き
ない
ない
資金の活用割合
生活費：3割
事業費：3割
貯蓄：2割
基金への補填：2割
シニアであるか
ある
老齢年金の手帳の掲示
した
1割天引き
してない場合は3割天引き
ない
以下の書類のいずれかを面接時に掲示してないか？
・母子（父子）健康手帳
・児童手当を受け取っていることを証明する書類
掲示した
2割天引き
掲示してない
以下の書類のいずれかを面接時に掲示してないか？
・障碍者手帳
・自立支援医療制度の用紙
・障碍者年金の手帳
掲示した
1割天引き
掲示してない
以下のいずれかに当てはまるか？
・戸籍を確認できる法的書類を掲示し、子ども（18歳未満）あるいは親世代との同居が確認できる者
・年収（手取り）が120万円を下回ることがわかる者
・シングルファザー
・シングルマザー
はい
2割天引き
いいえ
上記の設問以外の法的書類の所有者やオーナーによる判断に当てはまらないか？
はい
当てはまる場合は、ご説明します。
いいえ
3割分を天引きする。